

災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設等）

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建設業協会事業部とする。

【神奈川県建設業協会（神建協）】

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第10条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

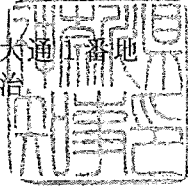
1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

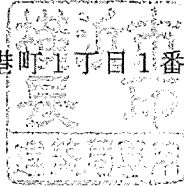
平成31年4月1日

【神奈川県建設業協会（神建協）】

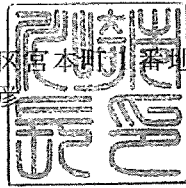
甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区太田町2-22
一般社団法人神奈川県建設業協会 会長 小俣



神奈川県
住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル

令和3年6月

神奈川県地域住宅協議会

目 次

目 次	
はじめに	83
(1) マニュアルの位置付け	84
(2) マニュアルの適用	85
(3) マニュアルに関係する協定団体	85
(4) マニュアルで使用する用語	85
(5) マニュアルの見直し	85
第1章 制度概要	86
1 制度概要	86
(1) 災害救助法	86
(2) 救助の種類	86
(3) 住宅の応急修理の概要（法第4条第1項第6号）	86
(4) 障害物の除去の概要（法第4条第1項第10号、令第2条第2号）	89
(5) 県・救助実施市・市町村の主な役割分担	90
(6) 災害救助法に基づく市町村への委任事務	90
2 住宅の応急修理・障害物の除去に関する業務の流れ	91
(1) 事務処理フロー（全体）	91
(2) 事務処理フロー（申込～代金支払い）：応急修理の場合	92
(3) 手続きに必要な書類	93
(4) 契約・発注方法について	94
(5) 整備が必要な書類	94

* 連絡先一覧は、毎年度当初に更新する、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会の担当者一覧（被災住宅の応急修理関係・障害物の除去関係）を参照

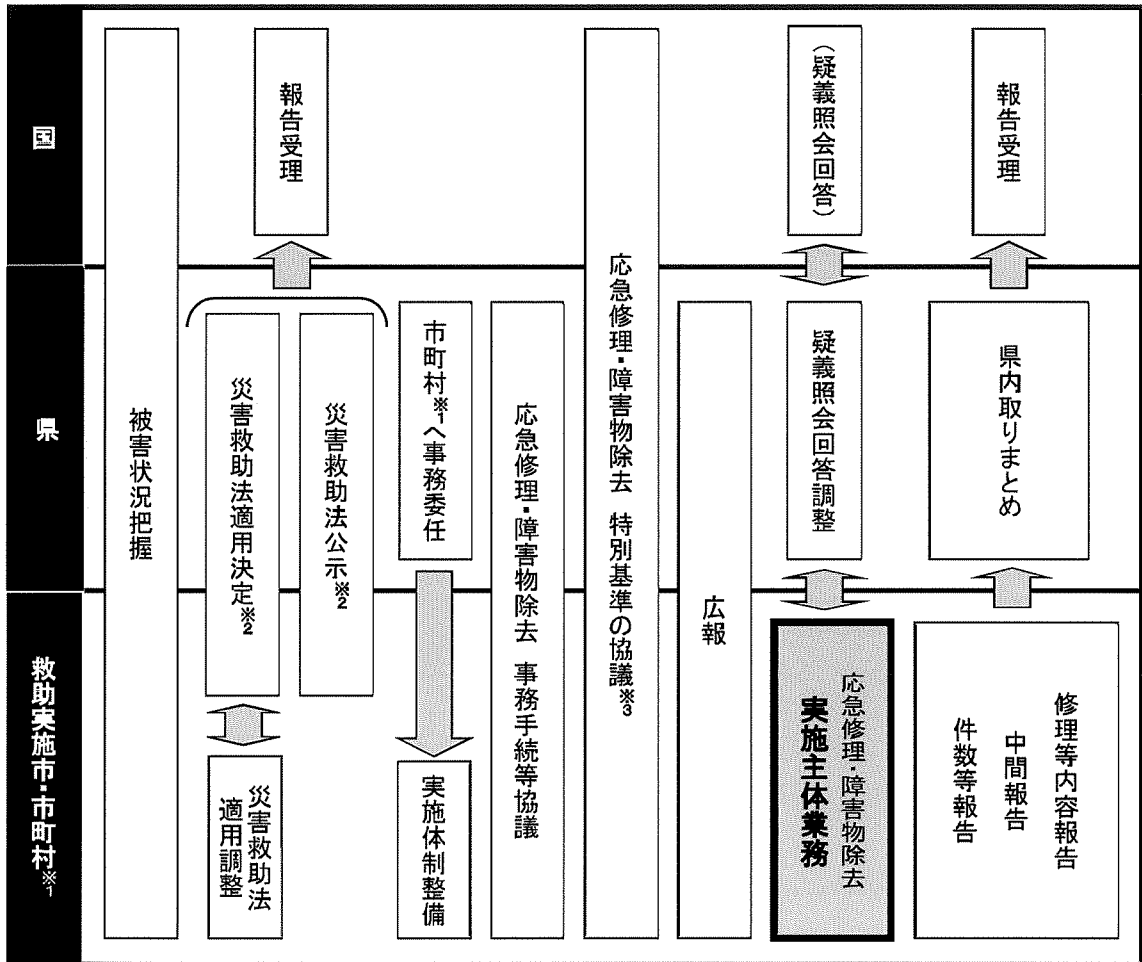
はじめに

災害救助法第4条に規定されている「被災した住宅の応急修理」については、平成8年度に「住宅の応急修理マニュアル」を作成し、その後、平成19年度及び平成25年度に改定しました。

平成25年度のマニュアル改定では、東日本大震災の経験を基に、県の関係部局や市町村との調整・検討を重ね、災害時に迅速かつ円滑に災害にあった住宅の応急修理を実施できるよう、県と市町村の役割分担の明確化を図り、原則として応急修理の主体業務を実施する市町村向けのマニュアルとして見直しを行い、併せて、災害救助法施行令において規定されている「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(障害物の除去)」についても、新たにこのマニュアルに追加しました。

今回のマニュアル改定では、令和元年東日本台風(台風第19号)によって、県内に約45年ぶりに災害救助法が適用され、住宅の応急修理及び障害物の除去制度を実施した経験を踏まえ、実務に沿った見直しを行っています。

【救助の大まかな流れと県と市町村の役割分担】



※1 救助実施市を除く

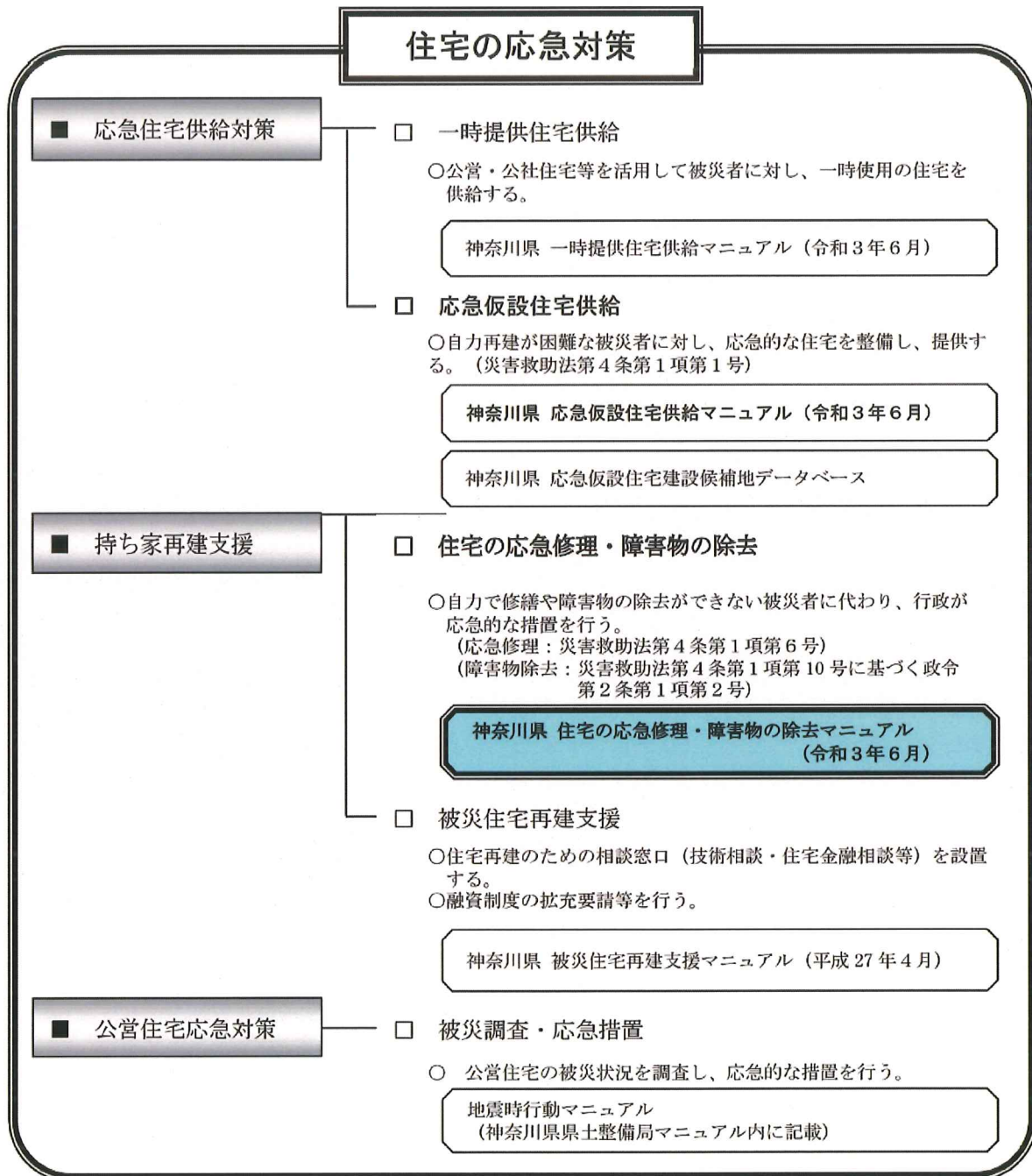
※2 救助実施市は、自ら「災害救助法適用決定」及び「災害救助法公示」を行う

※3 救助実施市を含む

(1) マニュアルの位置付け

このマニュアルは、住宅の応急対策のうち、住宅の応急修理及び障害物の除去について、災害救助事務の流れを整理したもので、これにより、発災時に迅速な対応を図れるようにすることを目的としています。

なお、大規模災害が発生した際に、県及び市町村等が行う住宅の応急対策をまとめると、おおむね下図のとおりとなります。



(2) マニュアルの適用

このマニュアルは、県内に災害救助法が適用された場合に、住宅の応急修理や障害物の除去が必要な被災者に対して、災害救助事務を行う際のマニュアルです。

なお、救助事務の実施にあたっては、本マニュアルのみならず、最新の関係法令、災害救助事務取扱要領、近年の災害時の他自治体等の対応を参考に柔軟に対応するものとします。

また、災害の状況、執行体制等により、このマニュアルによる対応が困難と判断される場合には、関係機関と連携を図りながら適宜対応します。

(3) マニュアルに関係する協定団体

神奈川県は、災害時における住宅の応急修理・障害物の除去に関し、次の団体と協定を締結しています。

タイプ	団体名	マニュアル上の略称
応急修理・ 障害物の除去	①(一社)神奈川県建設業協会	神建協
	②(一社)全国木造建設事業協会	全木協
	③(一社)神奈川県建築士事務所協会	神事協
応急修理のみ	④神奈川県電気工事工業組合	神電工組

※各団体との協定締結状況や協定内容は、資料集P.85を参照

(4) マニュアルで使用する用語

用語	説明
法	災害救助法
政令	災害救助法施行令
省令	災害救助法施行規則
協定団体	神建協、全木協、神事協、神電工組 (工事を行う協定団体は、神建協、全木協、神電工組の3団体)

(5) マニュアルの見直し

本マニュアルは、発災時に住宅の応急修理や障害物の除去の迅速な実施を行うことを目的としているため、適時に見直しを行い、実効性のあるものに更新していくものとします。

第1章 制度概要

1 制度概要

(1) 災害救助法

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として、昭和22年に施行された法律です。

この法律では、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が現に救助を必要としている者に対して行う救助について定めています。

なお、救助実施市は、平成31年4月1日施行の改正災害救助法により新たに創設された制度であり、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことが可能となりました。本県では、横浜市、川崎市及び相模原市が救助実施市に指定されています。

(2) 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、法第4条第1項に定められており、そのうちのひとつとして、同項第6号に「被災した住宅の応急修理」があります。また、同項第10号に基づく政令第2条第2号に「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去」があります。この他には、「避難所及び応急仮設住宅の供与」、「炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」、「被災者の救出」などがあげられています。

救助の程度、方法及び期間については、法第4条第3項及び政令第3条の規定に基づき、内閣総理大臣が定める基準に従い、都道府県知事等がこれを定めることとなっています。

神奈川県では、「災害救助法施行細則による救助の程度等（最終改正令和2年8月25日告示第342号）」により、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度を定めています。

(3) 住宅の応急修理の概要（法第4条第1項第6号）

住宅の応急修理とは、災害により住家に大規模半壊、半壊、半焼若しくは準半壊※の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者に対し、元の住家に引き続き住めるように日常生活上必要最小限度の部分を応急的に修理するものです。（半壊、半焼、準半壊の場合は自らの資力で応急修理をすることができない者に限る）

修理の対象となるのは、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要となる最小限の部分であり、対象の部位も、①屋根・外壁・柱梁・床等の基本部分、②窓等の開口部、③上下水道等の配管・配線、④トイレ等の衛生設備等と限定されており、内装の修理は原則対象になりません。（P.6「住宅の応急修理の対象範囲」参照）

また、市町村が被災者に代わって直接修理（現物支給）を行うものであるため、市町村が修理業者に直接発注を行うこととなります。

※これまでは、大規模半壊、半壊のみが対象でしたが、令和元年10月23日より、準半壊（被害の程度が10%以上20%未満）も対象となりました。（令和元年8月28日以後に法適用された災害による被害が対象）

(8)住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。(注)
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

(注) 令和2年7月16日付内閣府通知「応急修理期間中における応急仮設住宅の使用について」を受け、「令和2年7月豪雨」では、応急修理期間中の応急仮設住宅の使用を可能とする運用が図られました。(令和2年7月17日内閣府事務連絡)

(8)住宅の応急修理「準半壊」

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が準半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害(＝損害割合)が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

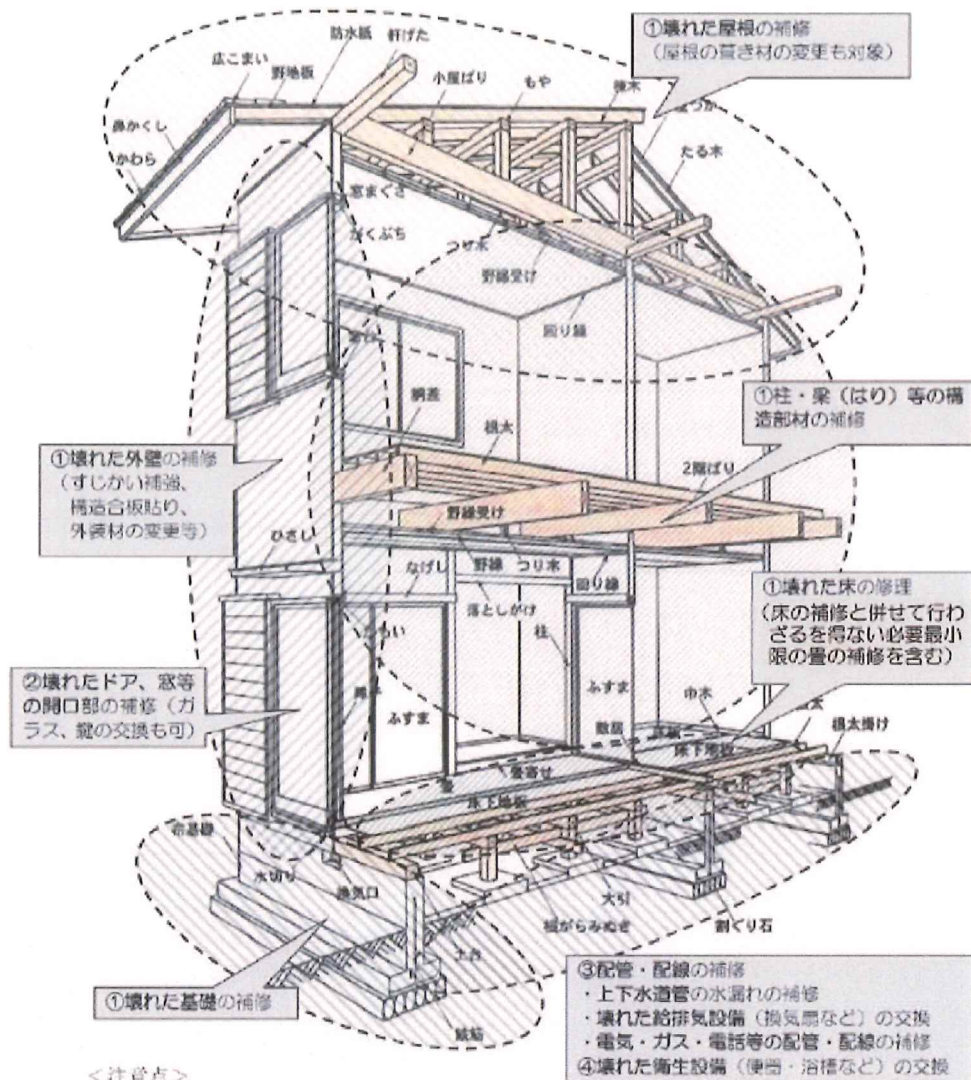
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 令和元年10月23日公布・施行(令和元年の災害から適用となる。)(令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む)
- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。
- なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

「災害救助法の概要(令和2年度版)内閣府政策統括官(防災担当)避難生活担当、被災者生活再建担当」より引用

○住宅の応急修理の対象範囲



< 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。
- ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する際に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象とします。家電製品は、対象外です。洗浄・消毒は、対象外です。

※令和元年台風19号における住宅の応急修理実施要領別紙1「応急修理にかかる工事例」より抜粋

(4) 障害物の除去の概要（法第4条第1項第10号、令第2条第2号）

障害物の除去とは、災害により住家に半壊、半焼若しくは床上浸水の被害を受け、自らの資力では障害物の除去ができない者を対象に、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去することで、元の住家に引き続き住めるようにするものです。

居室、台所、玄関、便所等に流入した土砂等の障害物を市町村が被災者に代わって直接除去（現物支給）を行うものであるため、市町村が施工業者に直接発注を行うこととなります。

なお、費用の限度額は下記のとおりですが、複数世帯の障害物を一帯的に除去する場合は、対象世帯の平均額が限度額以内に納まる範囲であれば対象となります。

(12) 障害物の除去

	一般基準	備考
対象者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 137,900円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

「災害救助法の概要（令和2年度版）内閣府政策統括官（防災担当）避難生活担当、被災者生活再建担当」より引用

(5) 県・救助実施市・市町村の主な役割分担

	県	救助実施市	市町村 (救助実施市除く)
救助体制の構築 ※2	○	○	
県内の広域調整	○		
国との調整 ※3	○	○	
救助の実施主体		○	○
被災者への支援		○	○
財源負担	○	○	※1

※1 救助を実施するにあたり、工事費用等の救助費を一時的に拠出する必要があります（繰替支弁）。ただし、この費用は最終的に県から負担金として精算交付されるため、実質的な負担はありません。

※2 県と救助実施市は連携・協力して、国・協定団体との調整を行うなど救助体制の構築を行います。

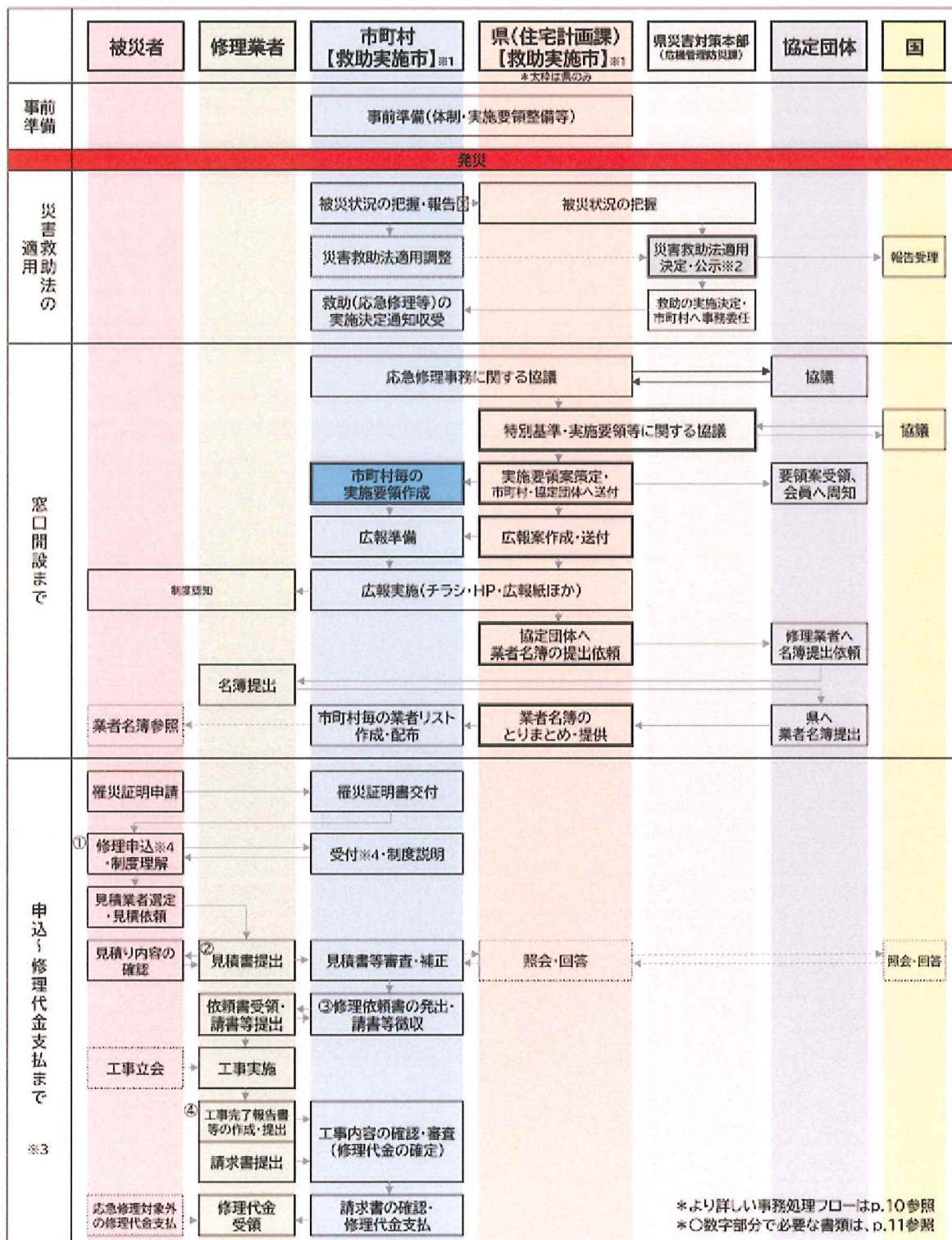
※3 県及び救助実施市が国と調整した事柄は、適切な救助事務実施のため、互いに情報共有を行います。

(6) 災害救助法に基づく市町村への委任事務

法第13条に基づき、県は市町村（救助実施市を除く）に、住宅の応急修理及び障害物の除去の事務を委任します。

2 住宅の応急修理・障害物の除去に関する業務の流れ

(1) 事務処理フロー (全体)



※1 【救助実施市】は、市町村の事務に加え、県が行う事務の一部も併せて行う。

※2 救助実施市は、自ら「災害救助法適用決定・公示」を行う。

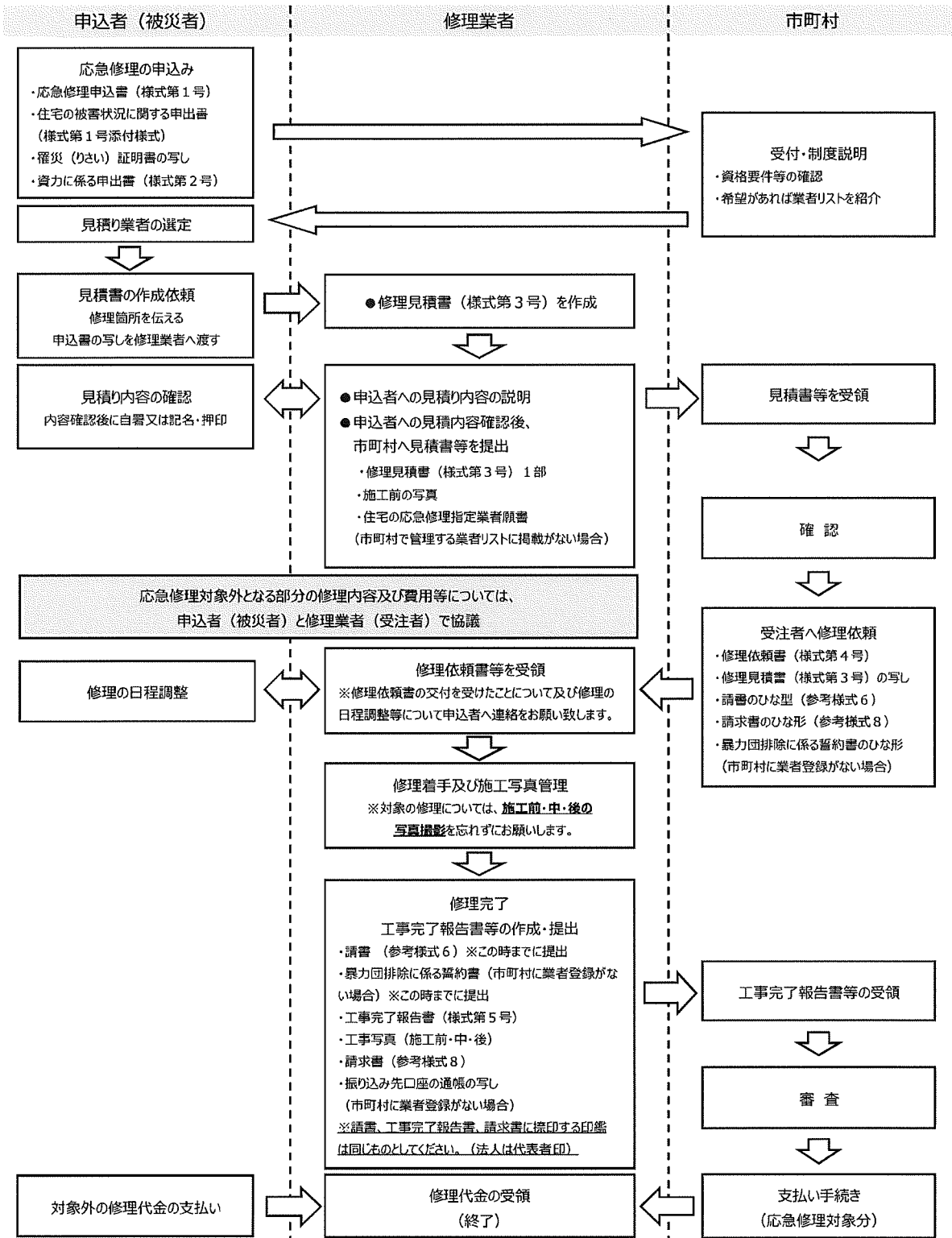
※3 障害物の除去の場合は、フロー上の「修理」を「除去」と読み替える。

※4 救助実施市・市町村においてオンライン申請受付が可能な場合は、インターネットによる申込受付も含む。

(2) 事務処理フロー（申込～代金支払い）：応急修理の場合

川崎市・相模原市作成資料を市町村版に修正（県が加工）

住宅の応急修理 事務処理フロー



* 住宅の応急修理実施要領の手続きの流れ(P. 18)も参照してください。

(3) 手続きに必要な書類

<p>ア 住宅の応急 修理①申込時</p>	<p>(1) 住宅の応急修理申込書【様式第1号】 (2) 住宅の被害状況に関する申出書【様式第1号添付様式】 (3) 罹災（りさい）証明書の写し (4) 資力に係る申出書【様式第2号】 ※半壊又は一部損壊（準半壊に限る。）の場合のみ (5) 住宅の応急修理指定業者願書【参考様式4】 ※業者リストに掲載されている業者以外の業者を指定する場合のみ提出</p>
<p>②見積書提出時</p>	<p>(1) 修理見積書（様式第3号）1部 (2) 施工前の写真 (3) 住宅の応急修理指定業者願書【参考様式4】 ※市町村で管理する業者リストに掲載がない場合</p>
<p>③修理依頼時</p>	<p>(1) 修理依頼書【様式第4号】 (2) 修理見積書【様式第3号】の写し *併せて次のひな型も送付する。 ○請書のひな型【参考様式6】 ○請求書のひな形【参考様式8】 ○暴力団排除に係る誓約書のひな形（市町村に業者登録がない場合）</p>
<p>④完了時</p>	<p>(1) 工事完了報告書【様式第5号】 (2) 工事写真（施工前・中・後） *最終的には、次の資料も提出必要。 ○請書【参考様式6】 ○暴力団排除に係る誓約書（市町村に業者登録がない場合） ○請求書【参考様式8】 ○振り込み先口座の通帳の写し（市町村に業者登録がない場合）</p>

(注) ()内の資料については、市町村に要否及び使用する様式が異なる場合がある。

イ 障害物の除去

<p>①申込時</p>	<p>(1) 障害物の除去申込書【様式第1号】 (2) 資力に係る申出書【様式第2号】</p>
-------------	--

※このほか、必要に応じて、住宅の応急修理の様式等を参考に使用する。

(4) 契約・発注方法について

ここでは、令和元年台風第19号の事例を参考に、次のとおり基本の契約・発注方法を記載しますが、各市町村（救助実施市含む）の会計規則等に従って契約・発注を行ってください。

契約の種類	・「業務委託」又は「工事請負」
契約・発注方法	・随意契約 他の救助事務と同様に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく契約（いわゆる「緊急随契」）が認められることが一般的となる。
	・請書による発注（P.32【参考様式6】参照） 多くの市町村において、契約書の作成の省略が可能な金額であることから、請書を徴している。なお、市町村によっては、請書も不要としている事例もあるため、各市町村の会計規則等に従い発注を行うこととする。
受注者への依頼	市町村から受注者への依頼に併せて、契約に必要な書類を送付する。 <修理依頼時の送付書類（川崎市の例）> ・修理依頼書 ・修理見積書の写し ・請書のひな型 ・請求書のひな形 ・暴力団排除に係る誓約書ひな形（市業者登録がない場合） （P.41の修理依頼の例【修理業者用説明資料（川崎市版）】参照）

(5) 整備が必要な書類

「災害救助事務取扱要領（令和2年5月）」より抜粋

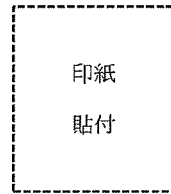
<p>第4</p> <p>9 被災した住宅の応急修理</p> <p>(6) 必要な書類</p> <p>法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。</p> <p>(ア) 救助実施記録日計票(注1)</p> <p>(イ) 住宅の応急修理記録簿(注1)</p> <p>(ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等</p> <p>(エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類</p> <p>14 障害物の除去</p> <p>(6) 必要な書類</p> <p>法による障害物の除去を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。</p> <p>ア 救助実施記録日計票(注2)</p> <p>イ 障害物除去の状況</p> <p>ウ 障害物除去支出関係証拠書類</p>
--

(注1) 令和元年台風19号応急修理の精算監査では(ア)(イ)の項目を網羅した台帳(P.38参考様式12参照)を整備し提出することでも可とされました。

(注2) 救助実施記録日計票(【参考様式10】)については、必ずしも作成する必要はない旨、内閣府から見解が示されていることから、必要に応じて作成することとします。

参考様式 6

請 書



- 1 件 名：〇〇〇〇〇邸 応急修理業務
- 2 履行場所：〇〇市（町村）△△△ □—〇—△
- 3 履行期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 契約金額：市（町村）、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証：免除
- 6 請求条件：市（町村）の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法：完了後払
- 8 申込書受付番号： 年 月 日 第 号

〇〇市（町村）契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

年 月 日

〇〇〇〇市（町村）長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者： 住所

氏名

年 月 日

工事完了報告書

〇〇市町村長 様

(施工業者)

会社名 _____

代表者名 _____

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住 所

氏 名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（施工前、施工中、施工後）

受付番号(※)		
---------	--	--

請 求 書

一金 円也

ただし、災害救助法による住宅の応急修理工事(受付番号、宅)に対する完成代金を上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏名及び名称

(法人にあつてはその代表者の氏名)

印

()市(町村)長 殿

必ずご記入下さい。

口座振込先銀行名	預 金 種 別	口 座 番 号
銀行	本店 支店	当 座 ・ 普 通

参考様式10

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救助 の 種 類	応 急 修 理
	障 害 物 の 除 去

〇〇市(町村) 〇〇課

責任者(担当者) 印
地区責任者 印

NO. _____

〇月〇日〇時〇分

応 急 修 理	戸数(世帯数)	本 日 計	累 計
	記 事		
障 害 物 の 除 去	戸数(世帯数)	本 日 計	累 計
	記 事		

※応急修理、障害物の除去の実施数及び特記事項等を記録する。

救 助 日 報

応急修理	本日着工	戸	世帯
	本日竣工 (完了検査)	戸	世帯
	特記事項		

障害物の除去	本日着工	戸	世帯
	本日竣工 (完了検査)	戸	世帯
	特記事項		

収 入
印紙欄
200円

請 書

契約番号

令和元年度

- 1 件 名 応急修理業務委託 (30025)
- 2 履 行 場 所 川崎市内
- 3 期 間 着手期限 令和 年 月 日
履行期限 令和 2年 9月30日
- 4 契 約 金 額 ￥ 595,000
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ 54,090)
- 5 契 約 保 証 金
- 6 検 査 期 限 完成届を受理した日から工事については14日以内、その他については10日以内
- 7 代 金 支 払 期 限 引渡し後適法な手続に基づく請求書を受理した日から工事については40日以内、その他については30日以内
- 8 か し 担 保 有
- 9 損 害 金 遅延日数に応じ契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額

上記により別冊設計書、仕様書その他関係書類に基づき、川崎市契約規則に定める条項を守り承諾の上、頭書の金額をもって頭書の期限内に契約を履行することをお請けします。

令和2年3月23日

(あて先) 川 崎 市 長

請 負 者 住 所 川崎市中原区

商号又は名称
代 表 者 名

印

(予算執行課： 住宅整備推進課)

請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）

請求内訳	数量	単位	単価	金額
応急修理業務委託（30032）	1	式	595,000	595,000
うち消費税相当額				54,090
以下余白				
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品				
請求金額			595,000	595,000
10%対象			595,000	54,090
%対象				
%対象				
合計				
(あて先) 川崎市長 上記の金額を請求します。 令和 年 月 日 次の口座へ振込みください。 住 所 氏 名 (電話 - -) 印 (フリガナ)				
振込先	銀行	支店	預金種目 1. 普通 2. 当座	口座番号
受取人	住 所	氏 名	(フリガナ)	(電話 - -)
提出先 局 課取扱分				
付 記			請求番号	
発行元課 (ま) 住宅政策部住宅整備推進課				

【住宅の応急修理請負業者推薦依頼書(神奈川県⇒協定団体)】

住宅の応急修理請負業者推薦依頼書

年 月 日

協定団体
会長 ○○ 殿

神奈川県知事 ○○ ○○

年 月 日に発生した により被災した次の地域にそれぞれ災害救助法が適用され、同法第4条第1項第6号に定める住宅の応急修理を実施することとなりましたので、別紙推薦書により工事請負業者をご推薦いただきたく依頼します。

災害救助法適用地域 (市町村名・行政区名を記入)	予想される工事件数(概要)
	件

問合せ先
県土整備局建築住宅部住宅計画課
担当者 ○○
電話 045-210-6539

様式第3号

住宅の障害物の除去見積書

〇〇市長 様

見積対象の住宅

受付番号	被災者氏名	被災住宅所在地

年 月 日

住 所

業 者 名

代表者名

印

電話番号

障害物の除去の対象工事金額

工事価格	¥
消費税等相当額	¥
工事費(税込)	¥

(参考)工事全体の金額

工事費(税込)	¥
---------	---

年 月 日

障害物の除去指定業者願書

〇〇市長 あて

(除去申込者) 住 所

氏 名

(複数世帯の場合は代表者を記載)

障害物の除去指定業者として、次の業者を指定してくださるようお願いいたします。
(業者を証明する添付書類：(法人)建設業許可証写し等、(個人)運転免許証写し等)

(施工業者) 住 所

会社名

代表者名

電話番号

障害物の除去依頼書

施工業者 様

〇〇市長 印

次の被災者住宅について、別添除去見積書（写）のとおり障害物の除去を依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては障害物の除去の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 依頼対象の住宅・見積金額

受付番号	被災者氏名	被災住宅所在地	見積金額 (障害物の除去分)
合計金額			円

2 依頼工事の金額 金 0 円（障害物の除去対象分）

3 工事全体の金額（参考） 金

【添付書類】

- ・除去見積書（写）

年 月 日

障害物の除去実施連絡書

申込者 様

〇〇市長

被災された次の住宅について、別添のとおり障害物の除去を実施するよう依頼しましたので、連絡します。

工事日は、施工業者からお知らせいたしますので、お立ち会いくださるようお願いいたします。

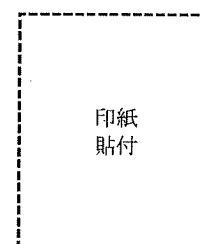
- 1 被災住宅所在地
- 2 受付番号
- 3 施工業者
- 4 留意事項
 - 経費によっては障害物の除去の対象外となる場合や、1世帯当たりの上限金額を超える場合は、申込者の支払いが生じることがあります。

(添付書類)

障害物の除去依頼書（写）、障害物除去見積書（写）

受付番号	
------	--

請 書



- 1 件 名： ○○災害における障害物除去工事
- 2 工事場所：
- 3 工事期間： 年 月 日 から 年 月 日
- 4 契約金額： 一金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証： 免除
- 6 請求条件： ○○市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法： 完了後払
- 8 その他：

○○市契約規則、関係書類（障害物除去見積書、障害物除去依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

年 月 日

○○市長 様

受注者： 住所
 氏名

印

工事完了報告書

〇〇市長 様

(施工業者)

会社名

代表者名

次の被災者住宅について、別添除去見積書（写）のとおり障害物の除去を完了しましたので、報告します。

1 依頼対象の住宅

受付番号	被災者氏名	被災住宅所在地

2 完了年月日

年 月 日

【添付書類】

- ・ 除去見積書（写）
- ・ 工事写真（施工前、施工中、施工後）

請 求 書

一金 0 円也

災害救助法による障害物の除去工事に対する完成代金を上記のとおり請求します。

請求内訳

受付番号	申込者名	対象住宅所在地	工事金額(障害物除去分)
合 計			円

年 月 日

住 所
氏名及び名称

(法人にあつてはその代表者の氏名)

〇〇市長 様

必ずご記入下さい。

口座振込先銀行名	預 金 種 別	口 座 番 号
銀行 本店 支店	当 座 ・ 普 通	